

## 保育所入所選考基準の見直しについて

### 1 趣旨

当市は、現在、国から示された就労証明書を用いて、入所選考を行っており、今般、国から新しく就労証明書が示され、当該就労証明書内の保護者の状況が変更されたため、入所選考基準の見直しを行う。

### 2 背景（国の考え方）

こども家庭庁からは、以下2点（保護者・自治体、企業等事業者の負担軽減）のため、就労証明書を標準的な様式として統一的に使用することの方針が示された。

#### （1）保護者・自治体

こども家庭庁は、今後、保育入所申請や届出の書類（就労証明書等）の標準化を進めることやデータ連携についてシステム化を図ることで、保護者や自治体の負担軽減を図ることを目的としている。

#### （2）企業等事業者

現在の就労証明書は、各自治体で様式や求める内容が異なっており、作成する企業等事業者側の負担が大きかった。そのため、標準様式に変更することで、作成する企業等事業者側の負担軽減を目的としている。

### 3 見直し内容（保育所選考基準 調整指数7）

改正案	現行
保護者の状況（就労日数、時間、疾病状況等）が申込み締切日時点で <u>3か月以上継続している世帯</u>	保護者の状況（就労日数、時間、疾病状況等）が申込み締切日時点で <u>6か月以上継続している世帯</u>

### 4 適用時期

令和8年4月入所申込者の利用調整より適用